○ 総務省告示第 号

局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件)の一部を次のように改正する。昭和六十一年郵政省告示第三百九十五号(陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第七条第一項第二号及び第四号の規定を実施するため、

令和 年 日 日

総務大臣 武田 良太

前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が正後欄に掲げる規定の傍線を付しては破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改

改 正 後	め 日 恒
六 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信(設備規則第三条第四号の五に規定	长 [區刊]
するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。)を行う無線	
局の審査に適用する受信設備の特性	
T 周波数分割複信方式(半複信方式のものを含む。)を用いるものの受信設備	→ [區斗]
[[帐匠十]
[卅一 盤]	[烘一 匠斗]
2 二の機送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に受信してい	∞ [區刊]
る状態において、汝に掲げる許容値を満たすこと。	
① 二の機法波が隣接しない場合	① [區刊]
ア 一の搬送波の周波数が二、三三〇때を超え二、三七〇때以下又は三・四晩を	ア 一の機送波の周波数が三・四晩以上三・六晩以下のもの
超え三・六 晩 以下のもの	
各搬送波におけるこの表の基準感度の値に○・五デシベルを加えた値を満たす	[區斗]
الدار)°	
[~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	[大 區刊]
[3] 智]	[3] [4]
σ 二の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に受信してい	の [恒刊]
る状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。	
ご 二の概法波が隣接しない場合	豆 [匠4]
アニの搬送波の周波数が二、三三〇畑を超え二、三七〇畑以下又は三・四mを	ア 一の概送波の周波数が三・四 8 以上三・大 8 以下のもの
超え三・六晩以下のもの	5
各概送波におけるこの表の基準感度の値に○・五デシベルを加えた値を満たす	[區刊]
) J 入) °	5 7 12
[/ 智]	[大 匠刊]
	[3 區刊]
る状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。 4 二の機送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に受信してい	4 [匠刊]
① 二の概送波が隣接しない場合る事態によって、沙は我はる書を作る誰だすこと	完 [區刊]
ア 一の搬送波の周波数が二、三三〇 畑を超え二、三七〇 畑以下又は三・四 晩を口、二の朔没派み隊移したと場合	ア 一の機送波の周波数が三・四妣以上三・六 班以下のものは、「F1」
超え三・大跳以下のもの ブニーの地差がの見返奏なコーニュの地をあえコーニュウル ははない	アニの納送池の毘池巻方三・四 のシュニ・ブ の シーのその
各機送波におけるこの表の基準感度の値に○・五デシベルを加えた値を満たす声え三・ブロショのすの	[區刊]
こと。 全事実態はよいでこの語の連筆原則の作むし、コテス・ハッカナデーを作れて、	[12]
[/ 智]	[~ 區刊]
	[② 匠刊]
2 時分割複信方式を用いるものの受信設備	2 [區刊]

各機送波におけるこの表の値を満たすこと。 ② 一の機送波の周波数が設備規則第四十九条の六の九において無線設備の条件が定

① 二の搬送波の周波数がともに二、三三〇凪を超え二、三七〇凪以下の場合又は ともに三・四砒を超え三・六砒以下の場合

注1 二の機送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の機送波を同時に受信してい る状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。

		陸上移動同
感度	希望波(符号化率が三分の一であ	希望波の受信電力が次に掲げる基準成
	って、四相位相変調の信号で変調	度(以下陸上移動局の欄において同じ
	された機送波をいう。以下この表	(゚) の場合において、スループットが
	において同じ。) の受信電力が次	その最大値の九五%以上(注1)であ
	に掲げる基準感度(以下基地局の	MN70。
		□ 受信する周波数が二、三三○毗を
	て、スループットがその最大値の	超え二、三七〇岷以下のもの
	九玉%以上であること。	チャネル間隔が五 眠の場合 (1
	- 最大送信電力が三八 晒を超え) 九九・〇 ∰
	るもの (1) 100・坩砕	チャネル間隔が一〇۔۔の場合
	2 最大送信電力が二四 伽を超え	1) 九六・〇 顱
	二 三八 癰 以下のもの (1) 九五	チャネル間隔が一五mの場合(
	• H	l) 九団・11 顧
	3 最大送信電力が二四 働以下の	チャネル間隔が二〇۔۔の場の場合
	もの (1) 九二・玉姫	l) 九川・○ 顧
		2 受信する周波数が三・四 咄を超え
		三・大叫以下のもの
		チャネル間隔が五 眠の場合 (一
) 九八・〇 ffg
		チャネル間隔が一〇۔۔の場合
		l) 九玉・○ 顧
		チャネル間隔が一五 ۔ の場合
		1) 九三・二日日
		チャネル間隔が二〇処の場合(
		1) 九二・〇 日
[盤 [1	室 [[盤]
]		

① 受信する周波数が二、三三〇때を超え二、三七〇眼以下又は三・四晩を超え三・六晩

項目

① 受信する周波数が三・四晩以上三・六晩以下のもの

#1

注一 [同刊]

[屆시]

② 一の機送波の周波数が設備規則第四十九条の六の九において無線設備の条件が定

① 二の搬送波の周波数がともに三・四晩以上三・六晩以下の場合

甲甲		
		盘上移動同
[표겍]	希望波(符号化率が三分の一であ	希望波の受信電力が基準感度(チャネ
	って、四相位相変調の信号で変調	小間隔が五帆のものにあつては(I)
	された概送波をいう。以下この表	九八・○デシベル(一ミリワットを○
	!	デシベルとする。)、チャネル間隔が
	準感度 ((I) ○○・五デシベ	一〇朏のものにあつては(二)九五・
		○デシベル(一ミリワットを○デシベ
	する。)(最大送信電力が二四デ	ルとする。)、チャネル間隔が一五m
	シベルを超え三人デシベル以下の	のものにあつては(1) 九三・ニデシ
	1	ベル (一ミリワットをOデシベルとす
	il ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' '	る。)、チャネル間隔が二〇mのもの
	!	にあつては(1)九二・〇デシベナ(
		ミリワットをOドシベルとする。)
		とする。以下陸上移動局の欄において
		同じ。)の據合において、スケープッ
	il'	トがその最大値の九五%以上(注1)
	一回 り。) の	
	プットがその最大値の九五%以上	
	2 F2 11	F= 113
	區 [區刊]	[區刊]

<u>大 迅 以下の場合</u> 超え二、三七〇 凪 以下であり、かつ、一の機送波の周波数が三・四 兜を超え三・められている基地局の周波数である場合又は一の搬送波の周波数が二、三三〇 凪を

と。各機送波におけるこの表の基準感度の値に〇・五デシベルを加えた値を満たすこ

[窓 魯]

- 2 二の機送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に受信してい
- る状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。
- 「ア~キ・略」 もに三・四 吼を超え三・六 兜 以下の場合であって、二の搬送波が隣接する場合 □ 二の搬送波の周波数がともに二、三三〇 凪を超え二、三七〇 凪 以下の場合又はと
- さるに三・四 砒を超え三・六 砒 以下の場合であつて、二の糠送波が隣接しない場図 二の糠送波の周波数がともに二、三三〇 凪を超え二、三七〇 凪以下の場合又は

各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

[窓 盤]

- る状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。3 二の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に受信してい
- [ア~キ 略] ともに三・四咄を超え三・六・昭以下の場合であって、二の搬送波が隣接する場合 □ 二の搬送波の周波数がともに二、三三〇呱を超え二、三七〇岷以下の場合又は
- 各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。 三・四mを超え三・六m以下の場合であって、二の搬送波が隣接しない場合 □一の搬送波の周波数がともに□、三三○凪を超え二、三七○凪以下の場合又は

[窓 器]

- 4 二の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に受信してい
- - 「ア~キ 略」 | ともに三・四 砒を超え三・六 砒以下の場合であつて、二の搬送波が隣接する場合|| 二の柳辺波の周波巻かともに二 三三〇 畑を着え二 三十〇 岬以下の場合スに
- 合ともに三・四mを超え三・六m以下の場合であって、二の搬送波が隣接しない場図 二の搬送波の周波数がともに二、三三〇mを超え二、三七〇m以下の場合又は

各腕送波におけるこの表の値を満たすこと。

[8 魯]

[② 魯]

められている基地局の周波数である場合

[교긔]

[® 匝刊]

2 [區刊]

る場合 | 二の機送波の周波数がともに|三・四帆以上三・六帆以下で二の機送波が隣接す

[ア~キ 同上]

ない場合 この搬送波の周波数がともに三・四咄以上三・六咄以下で二の搬送波が隣接し

[屆쒸]

[윤 교시]

6 [[교시]

る場合 | 二の搬送波の周波数がともに三・四咄以上三・六咄以下で二の搬送波が隣接す

[ア~キ 同上]

ない場合 この搬送波の周波数がともに三・四咄以上三・六咄以下で二の搬送波が隣接し

[교겍]

[윤 트뷔]

4 [[대기]

る場合 | 一の機送波の周波数がともに三・四帆以上三・六帆以下で二の機送波が隣接す

[ア~半 同上]

ない場合 2 二の搬送波の周波数がともに三・四帆以上三・六帆以下で二の搬送波が隣接し

[딸겍]

[윤 [[프 시]

[② 區刊]

大の二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周放数分割多元接続方式携帯無線通 大の二 「同上」 信(設備規則第三条第四号の七に規定するシングルキャリア間波数分割多元接続方式又は直交 周波数分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。)を行う無線局及びローカル5G(**| 設備規則第三条第十五号に規定するローカルらひをいう。以下同じ。)の無線局の審査に適用** する受信設備の特性

時分割復信方式を用いるものの受信設備

① 二、三三〇映を超え二、三七〇映以下、三・四架を超え四・一跳以下又は四・五跳 を超え四・九批以下の周波数の電波を使用するものの受信設備

ア 感度

ア 基地局の感度

② 空中線端子(測定に用いることができる端子をいう。以下この号において同じ。

) のある受信設備

希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された機送波)の受信電力が次の表の一の欄に掲げる周波数帯域、同表の二の欄に掲げる最大送 信電力及び同表の三の欄に掲げるチャネル間隔に応じた同表の四の欄に掲げる基準 **感度の場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。なお、** アクティブフェーズドアレイアンテナ(複数の空中線、位相器及び増幅器を用いて 又は複数の指向性を持つビームパターンを形式し制御する技術を有するアンテナ をいう。以下同じ。) と組み合わせた場合にあっては、全空中線端子における送信 電力の総和を最大送信電力として、各空中線端子において次の表の値を満たすこと

周波教帯域	二 最大送信電力(デシベル	111 チャネル	四 基準感度
(岩)	(一ミリワットを○デシベ	三陸 (景)	(アツՀ 与)
	ルとする。以下この表にお		
	こと匠じ。))		
・	次に掲げる式による値を超え	一〇又は一五	(ニ) 九七・九
えニ・三七〇以	るもの	110、11月、	(1) 九四・三
下又は三・四を	38 + 10log ₁₀ N (N = 1 とす	1110' 🖽 0'	
超え四・一以下	る。ただし、アクティブ	革〇、六〇、	
	フェーズドアレイアンテナと	#O, <o,< th=""><th></th></o,<>	
	組み合わせた場合にあつて	九〇文は <u>一〇</u>	
	は、Nは1つの搬送波を構成	〇 (灶)	
	する無線設備の数又は8のい		
	ずれか小さい値とする。以下		
	この表において同じ。)		
	次に掲げる式による値	一〇又は一五	(1) 九二・九
	24+10log ₁₀ Nを超え38+	110′11焆′	(1) 八九・三

- [교겍]

② 三・四班を超え四・一批以下又は四・五批を超え四・九批以下の周波数の電波を使用 するものの受信設備

ト [恒刊]

· [트뷔]

[교긔]

	(一ミリワットとのデンベル) 最大送信電力(デシベル		
(HZ)	ルとする。以下この表にお(一ミリワットを○デシベ		(ドッミラ)
	シト匠汀。))		
三・四を超え	[區刊]	[匝시]	[區식]
四・一以下		110′1110′	[區식]
		四〇、五〇、	
		KO, HO,	
		ス <u>() </u>	
		#100	
	[區刊]	[匝4]	[區斗]
		110′ 1110′	[區斗]

一 周波数带	二 最大送信電力(デシベル	三 チャネル	四 基準感度
矮(器)	(一ミリワットを○デシベ	三陸 (景)	(アッパラ)
	ルとする。以下この表にお		
	こと同じ。))		
• 〇 物	四七を超えるもの	一〇又は一五	(1) 九七・玉
超え二・三七			から空中線絶対
〇以下又は			利得を滅じた値
三・四を超え		110′11月′	(1) 礼三・礼
四・一以下		1110′ 图0′	から空中線絶対
		五〇、六〇、	利得を滅じた値
		,O>,O 1	
		九〇文は <u>一〇</u>	
		〇 (俎)	
	三三を超え四七以下	一〇又は一五	(二) 九二・玉
			から空中線絶対

準感度の場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。送信電力及び同表の三の欄に掲げるチャネル間隔に応じた同表の四の欄に掲げる基波)の受信電力が次の表の一の欄に掲げる周波数帯域、同表の二の欄に掲げる最大希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送

※ 空中線端子のない受信設備

10log₁₀N以下

<u>ついては二五を除く。</u> ○以下のものに限り、三・四 晩を超え四・一 晩 以下の周波数を受信するものに注 二・三三〇 晩を超え二・三七〇 晩 以下の周波数を受信するものについては四

		#O, ≺O,	
		九〇又は一〇	
		〇 (俎)	
	次に掲げる式による値以下	一〇又は一五	() 火丸・丸
	$24 + 10\log_{10}N$	110、11柱、	(I) <<······
		1110' 20'	
		五〇、六〇、	
		#O, <o,< th=""><th></th></o,<>	
		九〇又は <u>一〇</u>	
		〇 (俎)	
[盤]	[隺]	[盤]	[쌑]
111 111110	5 vbl. 11 1110 5 71 0		.0.001106114

1110' 20'

五〇、六〇、

域(忠)	同じ。)) とする。以下この表において(一ミリワットを○デシベル	三陸 (型)	
四・一以下三・四を超え	[區刊]	[區刊]	[區시]
		は <u>100</u> 人0、孔0又 犬0、七0、 団0、五0、	[區刊]
	[區刊]	[區刊]	[區刊]

(E4)

[犛穀]

		は <u> 00</u> 人 <u>0、</u> 九0又 六0、七0、 六0、七0、	
	[區刊]	は <u>100</u> 人0、九0又 そ0、七0、 国0、五0、 <u>110</u> 、三0、	[區刊]
[區식]	[區刊]	[屆시]	[區4]

ナロッカーにおないら		
周波教帯域 (氓)	チャネル間隔(瓜)	基準感度(デシベル(一ミ
		リワットを○デシベルとす
		る。以下この表において同
		ಲ°))
ニ・三三○を超え二・三七〇以	10	(1) 九玉・八
۴	1 14	(1) 礼四・〇
	110	(1) 式11・七
	1114	(1) 九一・玉
	1110	(1) 九〇・四
	E O	(1)
[[盤]	[盤]

九五%以上であること。

に応じた同表の下欄に掲げる基準感度の場合において、スループットがその最大値のの受信電力が次の表の上欄に掲げる周波数帯域及び同表の中欄に掲げるチャネル間隔希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された機送波)

例 陸上移動局の感度

ヘットに二王を図

<u>ついては二五を除く。</u> ○以下のものに限り、三・四 砒を超え四・一 砒 以下の周波数を受信するものに注 □・三三○ 砒を超え二・三七○ 砒 以下の周波数を受信するものについては四

		〇 (注) 九 O X は <u> O</u> 七 O 、	利得を滅じた値から空中線絶対(I) 人人・九利得を滅じた値
	n n ≾⊬	10XX1H	利得を滅じた値から空中線絶対(I)八九・五
		1110' EO'	利得を滅じた値から空中線絶対(一) 八五・九
		<u>〇 (注)</u> 九○又は <u>一〇</u> 七〇、八〇、	
[盤]	[[盤]	[盤]

周波教帯域 (吡)	チャネル間隔(昿) 基準感度 (デシベル (一
		リワットを○デシベルと
		る。以下この表において
		ಏ。))
[匠식]	[區4]	[區斗]

[區刊]

[整設]

		は <u> 00</u> <0、元のス 木0、七0、 四0、五0、 <u> 10</u> 、三0、	[區刊]
	[區斗]	は <u> 00</u> <u><0、</u> れ 0 k そ0、 も 0、 図 0、 由 0、 10、 三 0、	[區刊]
[區斗]	[區4]	[屆식]	[匠刊]

[世 22]

イ ブロシキング 葬型

- ア 基地局のブロッキング特性
- ② 空中線端子のある受信設備

下、次の表の値を満たすこと。合わせた場合にあっては合き情報子における送信電力の総和を最大送信電力としなける送信電力を最大送信電力とし、アクティブフェーズドアレイアンテナと組みティブフェーズドアレイアンテナと組みた場合におっては各空中線端子にた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。なお、アク下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、次により求められる値の電力で加えて、希望波より同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において、同表の調の信号で変調された概送波) に対し、次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じ基準感度より六デシベル高い希望波(符号化率が三分の一であって、四相位相変

最大送信電力が $38+10\log_{10}$ Nデシベル(1ミリワットを0デシベルとし、N=1とする。ただし、アクティブフェーズドアレイアンテナと組み合わせた場合にあっては、Nは1つの搬送波を構成する無線設備の数又は8のいずれか小さい値とする。以下この(i)において同じ。)を超えるものにあっては-43デシベル、最大送信電力が $24+10\log_{10}$ Nデシベルを超え $38+10\log_{10}$ Nデシベル以下のものにあっては-38デシベル、最大送信電力が $24+10\log_{10}$ Nデシベル以下のものにあっては-38デシベル

チャネル間隔(甌)	離謂周波数(賦)	妨害波の周波数幅(때)
[盤]	[盤]	[盤]
110	一十・日	Ħ
11月	四二•年	110
[盤]		[

[注 鉴]

- **3 陸上移動局のブロッキング特性**
- 受信するものに限る。) 一の搬送波を受信する場合(二・三三〇 砒を超え二・三七〇 砒以下の周波数を

る離調周波数だけ離れた周波数において五 凪幅の変調された第二妨害波を(I) シベルとする。以下この ①において同じ。) の電力で加え、同表の四の欄に掲げいて五 凪幅の変調された第一妨害波を(I) 五六デシベル (Iミリワットを○デげるチャネル間隔に応じた同表の三の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数におげるみつて、四相位相変調の信号で変調された概送波) に対し、同表の一の欄に掲載悪感度より次の表の二の欄に掲げるデシベル分高い希望波(符号化率が三分の [世 同刊]

← [區刊]

② 空中線端子のある受信設備

○一方次の表の値を満たすこと。合わせた場合にあって満ってだ、全空中線端子における送信電力の総和を最大送信電力とし、アクティブフェーズドアレイアンテナと組みティブフェーズドアレイアンテナと組みティザクエーズドアレイアンテナと組み合わせない場合にあっては各空中線端子にた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。なお、アク下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、次により求められる値の電力で加えて、希望波より同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において、同表の調の信号で変調された搬送波)に対し、次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じ基準感度より六デシベル高い希望波(符号化率が三分の一であって、四相位相変

[同左]

チャネル間隔(瓯)	離調周波数(m)	妨害波の周波数幅(賦)
[區刊]	[眞식]	[區刊]
110	十・片	并
([區刊]	[區円]

[第 區刊]

三 [區刊]

[整設]

以上であること。因因デシベルの電力で加えた場合において、各スループットがその最大値の九五%

<u>麗(異)</u> <u> </u>	分(g) 力と基準感度の差 二 希望波の受信電		調周波数(m)四 第二妨害波の離
10	{	111・ 1	<u> 七・五以上</u>
1 月	1	用	11034
110	九	<u> </u> 1 十・月	•
1114	10	110	二五以上
1110	1 1	<u> </u>	二七・五以上
<u>eo</u>	111	<u> 11カ・柱 </u>	<u>三二・五以上</u>

受信するものを徐く。) | | 一の搬送波を受信する場合(二・三三〇mを超え二・三七〇m以下の周波数を

[魯]

[盤]

各搬送波における

同文は

前の表の値を満たすこと。

例 隣接しない複数の

搬送波を同時に

受信する場合

- ウ 隣接チャネル選択度
 - ア 基地局の隣接チャネル選択度
 - ② 空中線端子のある受信設備

値を満たすこと。 に<u>あっては</u>全空中練端子における送信電力の総和を<u>最大送信電力として、</u>次の表の力を最大送信電力とし、アクティブフェーズドアレイアンテナと組み合わせた場合ズドアレイアンテナと組み合わせな場合にあっては各空中練端子における送信電で、スループットがその最大値の九五%以上であること。なお、アクティブフェー波数幅の変調された妨害波を、次により求められる値の電力で加えた場合においた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の下欄に掲げる周調の信号で変調された概送波)に対し、次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じ基準感度より六デシベル高い希望波(符号化率が三分の一であって、四相位相変

最大送信電力が $38+10\log_{10}$ Nデシベル(1ミリワットを0デシベルとし、N=1とする。ただし、アクティブフェーズドアレイアンテナと組み合わせた場合にあっては、Nは1つの搬送波を構成する無線設備の数又は8のいずれか小さい値とする。)を超えるものにあつては-52デシベル、最大送信電力が $24+10\log_{10}$ Nデシベルを超え $38+10\log_{10}$ Nデシベル以下のものにあつては-47デシベル、最大送信電力が $24+10\log_{10}$ Nデシベル以下のものにあつては-44デシベル

一の腺送波を受信する場合

[匝겍]

[帐同上]

<u>=</u> [<u>E</u>4]

各搬送政における「30の表の直を満たすこと。 隣接しない複数の機送波を同時に受信する場合

♡ [區귀]

െ [匝긔]

⑤ [匠刊]

値を満たすこと。 に<u>あっては、</u>全空中線端子における送信電力の総和を最大送信電力として次の表の力を最大送信電力とし、アクティブフェーズドアレイアンテナと組み合わせた場合ズドアレイアンテナと組み合わせない場合にあっては各空中線端子における送信電で、スループットがその最大値の九五%以上であること。なお、アクティブフェー波数幅の変調された妨害波を、次により求められる値の電力で加えた場合においた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の下欄に掲げる周調の信号で変調された搬送波)に対し、次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じ基準感度より六デシベル高い希望波(符号化率が三分の一であって、四相位相変

[同左]

チャネル間隔(凪)	離調周波数 (型)	妨害彼の周波数幅(朏)
[盤]	[盤]	[盤]
110	111・用〇11月	用
1114	ニニ・九六七五	110
[[[]]	[盤]	- [[]

[語 盤]

州 陸上移動局の隣接チャネル選択度

(一の機送波を受信する場合(二・三三〇砒を超え二・三七〇砒以下の周波数を 受信するものに限る。)

基準感度より一四デシベル高い希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相 変調の信号で変調された搬送波)に対し、次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応 じた同表の中禰に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において五 凪幅の変調された 妨害波を基準感度より同表の下欄に掲げるデシベル分高い電力で加えた場合におい て、スループットがその最大値の九五%以上であること。

チャネル間隔(凪)		変調妨害波の電力と基準感度の差分
	(MHz	(
10	世・中	四日・日
1 用	10	<u> </u>
110	111・	三七・五
口用	1 用	三八・五
1110	1 十 ・	III≺
<u>EO</u>	1111・坩	三大・五

□ 一の機送波を受信する場合(二・三三○ 砒を超え二・三七○ 砒以下の周波数を 受信するものを除く。)

[盤]

[米器]

- 隣接しない複数の機送波を同時に受信する場合「略」 各搬送波における 同文は 出の表の値を満たすこと。
- 工 相互変調特性
- ア 基地局の相互変調特性
- ② 空中線端子のある受信設備

[盤]

1 チャネシ	二 変調のない妨害波	三 変調された妨害	四 変調された妨害
三陸(H)	の離調周波数(m	波の離調周波数(波の周波数幅(
)	MHz)	MHz)

チャネル間隔(瓯)	離謂周波数(熙)	妨害波の周波数幅(凪)
[區刊]	[區刊]	[<u>@</u> -4]
110	11 • HO1 H	Ħ
[區刊]	[恒刊]	[E 4]

[∄ 區쒸]

三 [三十]

[整設]

一の機送波を受信する場合

[匝겍]

[表同上]

隣接しない複数の機送波を同時に受信する場合同上] 各搬送波における<u>い</u>の表の値を満たすこと。

H [匠시]

⊕ [□ 4]

[교식]

1 チャネル	二 変調のない妨害波	三 変調された妨害	四 変調された妨害
三陸 (呈)	の離調周波数(凪	波の離調周波数(波の周波数幅(
)	MHz	MHz)

備考(表中[]の表記及び対象規定の二重傍線を付した表記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

[3 器] [22 器]

各搬送波における回又は回の表の値を満たすこと。

隣接しない複数の概送波を同時に受信する場合

[盤]

[魯]

一の概送波を受信する場合(二・三三○ 地を超え二・三七○ 地以下の周波数を 受信するものを除く。)

114 Ŧ 110 11 エナ・正 Ŧ 110 1111 • H 田田 11七・耳 HH

チャネル間二 希望波の受信電三 変調のない妨害波回 変調された妨害 の離調周波数 波の離調周波数 歷(景) 力と基準感度の差 尔(铝) (됨) (景)

の九五%以上であること。

一であって、四相位相変調の信号で変調された搬送波)に対し、炊の表の一の欄に 掲げるチャネル間隔に応じた同表の三の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数に おいて変調のない妨害波を、同表の四の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数に おいて五 �� 幅の変調された妨害波を、それぞれ(I) 四六デシベル(I ミリワット をつデシベルとする。)の電力で加えた場合において、スループットがその最大値

基準感度より次の表の二の欄に掲げるデシベル分高い希望波(符号化率が三分の

(『一の搬送波を受信する場合(二・三三〇mを超え二・三七〇m以下の周波数を 受信するものに限る。)

[3 盤]

例 陸上移動局の相互変調特性

[盤] [盤] [盤] [盤] 七・三九五 14.4 10 114 王•七二 九・九六五 10 [盤] [魯] [魯]

一の概送波を受信する場合

[교긔]

[表同上]

[恒刊]

[第 區刊]

三 [區刊]

[犛蝦]

<u>Ⅲ</u> 隣接しない複数の搬送波を同時に受信する場合 <u>毎</u> [同上] 各腺送波における回の表の値を満たすこと。

[<u>E</u>4]

七・三九五

[區刊]

[區刊]

14・上

[恒円]

[區出]

[區刊]

[영 眶쒸]

[22 區刊]